



2025 年 9 月 12 日

各 位

会 社 名 芦森工業株式会社  
代 表 者 名 取締役社長 財津 裕真  
(コード番号 3526 東証スタンダード市場)  
問 合 せ 先 総務部長 堀田 雄嗣  
(TEL. 06 - 6388 -1212)

## 臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日付の会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 370 条による決議（取締役会の決議に代わる書面決議）により、2025 年 11 月下旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025 年 9 月 30 日（火）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日：2025 年 9 月 30 日（火）
- (2) 公告日：2025 年 9 月 12 日（金）
- (3) 公告方法：電子公告（当社のホームページに掲載いたします。）

<https://www.ashimori.co.jp/ir/announcement/>

#### 2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が 2025 年 8 月 8 日に公表した「その他の関係会社である豊田合成株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、豊田合成株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者が 2025 年 8 月 12 日に開始した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により、当社株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。以下、同じです。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社の株主を公開買付者のみとするための一連の手続を行うことを企図しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、①本公開買付けの成立により、公開買付者が、当社の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至り、会社法第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主となる場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第 2 編第 2 章第 4 節の 2 の規定に基づき、当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全部

を売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定とともに新株予約権の所有者（以下「本新株予約権者」といいます。）の全員に対して、その所有する本新株予約権の全部を売り渡すことを請求（以下「新株予約権売渡請求」といい、「株式売渡請求」と併せて「株式等売渡請求」といいます。）する予定とのことです。他方、②本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、当社株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。また、本日現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2025年11月下旬を予定しています。③なお、本新株予約権については、本公開買付けの成立後、本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本新株予約権が行使されず残存した場合には、当社に対して、本新株予約権者に対する本新株予約権の放棄の勧奨等、本公開買付けの実行に合理的に必要な手続を実践することを要請する予定とのことです。

この度、当社は、上記②の場合には、本臨時株主総会の開催の要請がなされる予定であることから、これに備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。

一方、本公開買付けが成立しない場合、上記①に該当する場合（本公開買付けの成立により、公開買付者が、当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至り、公開買付者が株式等売渡請求を行う場合）、又は本公開買付けが成立し、公開買付者が当社株式の全て及び本新株予約権の全てを取得することができた場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本臨時株主総会に係る基準日についても利用しない予定です。

なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

（注）「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。

- ① 2017年5月12日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（行使期間は2017年7月1日から2027年6月30日まで）
- ② 2018年5月11日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（行使期間は2018年6月30日から2028年6月29日まで）
- ③ 2019年5月10日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（行使期間は2019年6月25日から2029年6月24日まで）
- ④ 2023年5月12日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（行使期間は2023年6月27日から2033年6月26日まで）

以 上